


所管部課	子育て支援部子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市子ども家庭支援センター一時預かり事業実施規則の一部を改正する規則について		区分	○	
			1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市子ども家庭支援センター条例 東大和市子ども家庭支援センター条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>子ども家庭支援センターにおいて実施している一時保育室の利用に当たり、対象児童の要件を緩和し、里帰り出産などにより市内の実家に滞在する子どもも利用できるようにすることで、さらなる子育て支援の充実を図るものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 市長が特に必要があると認めたときは、当該要件を備えていない児童であっても対象児童とすることができる旨を規定</p> <p>② 文言整理</p> <p>③ 様式を規則から削除し、別途市長決裁により規定</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>里帰り先である市内に在住する祖父母等の負担を軽減し、子育ての充実が図られる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。